

【居場所づくり】 放課後居場所緊急対策事業の実施（北海道石狩市）

概要・ポイント

- ▶ 「放課後居場所緊急対策事業」は、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、児童館等の既存の社会資源を活用することにより、放課後にこどもの安全・安心な居場所を提供する事業である。放課後児童クラブの待機児童が10人以上生じている市町村又は生じる見込みのある市町村が対象であり、児童館・公民館等に専門スタッフを配置し、入退館管理等を行うもの。

具体的な取組内容

1 取組前の課題

- ・塾や習い事をする児童が増え、放課後児童クラブの利用日数が少ないにも関わらず、習い事がない日などの利用を目的に登録したままにすることがあり、定員超過の要因となっていた。
- ・児童福祉法の改正により放課後児童クラブの対象がおおむね10歳未満から小学校に就学している児童に変更となったことで高学年での利用申請も年々増加していることから、居場所の確保が求められた。

2 内容

- ✓ 放課後児童クラブの待機児童の削減を図ることを目的とし、放課後居場所緊急対策事業を活用し、児童館へのランドセル来館（学校からの直接来館）を実施。

実施場所	・児童館 2 箇所
職員体制	・各館 指導員 1 名 （児童の入退館の管理、保護者と連絡帳を介したやりとりなどを行う）
利用日、利用時間	・利用日は、日曜日・祝祭日・年末年始（12月29日から1月3日）を除く日 ・放課後～18時まで実施（学校休業日は8時30分～18時まで）
過ごし方	・児童館のルールの中で、自分で遊びを選択。館内で帰宅時間まで過ごす。
利用料	・無料。保険加入（年800円）をお勧めしている。
利用児童の要件	・放課後児童児童クラブの登録要件を満たす児童 ・放課後児童クラブの待機児童 ・放課後児童クラブの登録要件を満たすが、習い事等で利用日数が週3日に満たない児童

3 取組の成果

- ✓ 令和元年度（5月1日時点）では待機児童が発生していたものの、児童館ランドセル来館事業を始めた令和2年度（5月1日時点）では待機児童数がゼロとなったため、待機児童の削減に一定の効果があつたと感じている。